

政令番号359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.0E+0			1.0		6.0E+0	6.0	7.0
8	茨城県						1.7E+0	1.7	1.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						3.7E+1	37.0	37.0
12	千葉県						6.9E+1	69.0	69.0
13	東京都								
14	神奈川県	7.1E+1			71.0		1.3E+3	1,309.9	1,380.9
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						3.2E+2	320.0	320.0
25	滋賀県	2.0E-1			0.2				0.2
26	京都府								
27	大阪府						1.2E+2	120.0	120.0
28	兵庫県	4.6E+1			46.1		2.2E+2	217.6	263.7
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	4.1E+0			4.1				4.1
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.2E+2			122.4		2.1E+3	2,081.2	2,203.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。